

# 新座市キャッシュレス決済導入事業に関する提案要求仕様書

## 1 事業名

新座市キャッシュレス決済導入事業

## 2 目的

証明書等交付窓口にキャッシュレス決済サービスを導入することにより、手数料支払い時の接触機会の低減を図り、現金を媒体とした新型コロナウイルス等の感染症拡大を予防するとともに、多様な支払方法の提供による市民の利便性向上及び職員の収納業務効率化を図ることを目的とする。

## 3 業務概要

- (1) キャッシュレス決済対応のクラウド型POSレジ、決済端末等の必要機器一式を調達し、各導入窓口に設置の上、運用に必要な設定登録を行うこと。
- (2) キャッシュレス決済に係る指定代理納付業務を行うこと。

## 4 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

※ 以降、指定代理納付業務に関しては、履行状況等を踏まえた上で、単年度で契約の更新を行うものとする。

## 5 整備スケジュール

以下のとおりとする。ただし、現時点の予定のため、変更される可能性がある。

No.	スケジュール	内容
1	令和3年7月下旬	契約締結
2	令和3年7月下旬～9月末	機器調達、設置、職員研修
3	令和3年10月	運用開始

## 6 導入場所及び導入数

以下のとおりとする。

インターネット通信については、本庁舎1階及び2階ともに、庁舎内

に整備済みのインターネット回線（公衆無線LAN）を利用すること。

また、有線接続が必要な機器を提案する場合は、LAN配線工事に係る費用を見積りで明示すること（見積りに当たり、現地調査や現状の情報提供を希望する場合は、デジタル市役所推進室に連絡すること。）。

ただし、機器本体に通信機能を備えている場合は、当該機能の利用も可とする。

No.	導入場所	導入数(セット数)
1	本庁舎1階 市民生活部市民課	2
2	本庁舎2階 財政部市民税課	1
3	本庁舎2階 財政部資産税課	1
4	本庁舎2階 財政部納税課	1
5	予備機	2

## 7 調達機器等

以下のとおりとする。なお、No. 1 からNo. 5 までの機器については、有線又は無線により接続し、POSレジ用タッチパネル対応端末の操作と連携して、それぞれの機器が保有する機能が発動すること。

No.	機器	数量	要件
1	POSレジ用タッチパネル対応端末	7台	<ul style="list-style-type: none"> <li>①画面サイズはおおむね15インチ以下とすること。</li> <li>②本体ストレージが32GB以上であること。</li> <li>③タブレット端末の場合は、1台につき充電器1個を付属すること。また、1台につきタブレットスタンド1個を付属すること。</li> <li>④「8 キャッシュレス決済」に示すキャッシュレス決済手段に対応する決済端末とデータ連携が可能であること。</li> </ul>
2	レシートプリンタ	7台	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現金、キャッシュレス決済にかかわらずレシートの発行が可能であること。</li> <li>②レシートには任意の文字、証明書等の種類、ロゴ(市章)等の印字が可能であること。</li> <li>③サーマル印字方式であって、プリンタ用紙の交換補充等が簡便で任意のタイミング</li> </ul>

			<p>で可能であること。</p> <p>④オートカット機能を有すること。</p> <p>⑤納品時に、レシートロール紙1個を付属すること。</p>
3	キャッシュドロア	7台	<p>①紙幣4種(万・五千・二千・千)を仕分けて収納できること。</p> <p>②硬貨6種(500・100・50・10・5・1)を仕分けて収納できること。</p> <p>③ドロアのロックキーを付属すること。</p> <p>④会計時に自動でドロアが開く機能を有すること。</p>
4	カスタマーディスプレイ	7台	<p>交付手数料の金額等を表示することができる機能を有すること。</p>
5	決済端末	5台	<p>①「8 キャッシュレス決済」に示すキャッシュレス決済手段に対応すること。</p> <p>②コード決済を提案する場合の読取機器は、ストアスキャン方式を原則とすること。</p> <p>③1万円未満の決済については、サインレス及び暗証番号入力不要を原則とすること。</p> <p>④追加の費用負担がない場合、予備機2台の追加提案(計7台)も可とする。</p>
6	POSレジアプリケーション (予備機2台分は含まない。)	5ライセンス	<p>①POSレジ用タッチパネル対応端末に適合し、動作保証されていること。</p> <p>②キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。</p> <p>③バグ修正等のバージョンアップや保守に無償で対応すること。</p> <p>④POSレジ集計データは、国内データセンターのクラウドサーバーに保管されること。</p> <p>⑤通信障害、システム障害等によるオフライン時にもレジ処理を可能な仕組みとすること。この場合の会計データは、レジ端末内</p>

			<p>に一時保管し、障害復旧後にクラウドにデータ送信が行えること。</p> <p>⑥窓口手数料の種類は、部門別の区分設定を行うことができるなど、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、取り扱う証明書等の種類の追加等の設定が容易にできること。</p> <p>⑦キャッシュレス決済データとの連携機能を有すること。</p> <p>⑧集計されたデータは、POSレジ設置拠点の単位ごとに証明書等の種類、決済種別、収納年月日、収納時間等の区分別に集計が可能であって、CSV形式などのデータでダウンロードすることが可能であること。</p> <p>⑨データは5年間以上保管が可能であること。</p> <p>⑩1営業日内において、レジ締め回数に制限がないこと。</p> <p>⑪決済誤り等発生時に返金処理が容易に行えること。</p> <p>⑫POSレジ用タッチパネル対応端末の故障時に、速やかに予備機での利用が可能な仕組みであること。</p>
7	機器設置用部品及び付属品一式	一式	No. 1 から No. 6 までの設置及び運用に必要な機器、その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。

## 8 キャッシュレス決済

クレジットカード及び電子マネーについては、(1)及び(2)の決済ブランドに対応可能であることを必須とする。また、コード決済については任意提案とするが、提案する場合は(3)のブランドに対応可能であることを必須とする。その他のブランド、デビットカード等の取扱いについては提案によるものとし、任意提案については評価対象とする。

### (1) クレジットカード（必須要件）

「VISA」、「MASTER」、「JCB」

(2) 電子マネー（必須要件）

ア 「WAON」、「楽天 Edy」、「nanaco」、「iD」

イ 「全国相互利用サービスを行っている交通系電子マネー 9 種類」

(3) コード（任意提案）

「PayPay」、「d 払い」、「楽天 Pay」

## 9 システム稼働率

定期的に休日開庁業務を実施することも踏まえ、稼働率は 99.9%（24 時間 365 日）以上とすること。ただし、システムメンテナンス等による計画停止、災害等による通信断等、やむを得ない場合は除く。

## 10 指定代理納付に関する業務

(1) 指定代理納付の対象とする手数料収納額（令和 2 年度実績）は、別紙のとおりとする。

(2) 受注者は、「8 キャッシュレス決済」のキャッシュレス決済手段による収納金を代理納付するため、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項に定める指定代理納付者となること。

(3) 納付方法は、納入義務者等に代わり立替払をする方式とすること。

(4) 立替金については、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、本市の指定口座に振り込むこと。なお、申請者が選択するキャッシュレス決済手段及び決済ブランド支払方法の種類を問わず、一括での納付とすること。

(5) 立替金を振り込む際の振込手数料は、指定代理納付者が負担すること。

(6) 各決済ブランドの利用について、必要な登録手続を代行すること。

## 11 キャッシュレス決済手数料

キャッシュレス決済に係る指定代理納付の取扱手数料は、指定代理納付者が発行する毎月の請求書によって、キャッシュレス決済手段及び決済ブランドの種類を問わず、各月に一括で支払うことを基本とする。なお、指定代理納付者が、立替金から指定代理納付行為の取扱手数料を差し引いた金額を、本市指定口座に振り込む方法をとることも可能とする。

いずれの場合も、立替金及び指定代理納付の取扱手数料の内訳明細をWeb上で確認することが可能とすること。

## 1.2 導入及び運用サポート

POSレジシステムの運用開始に当たり、窓口における手数料等の収納業務に支障が生じないように、次の導入サポート、保守を行うこと。

- (1) 「7 調達機器等」に記載の機器セットアップ及び関連する機器との接続並びに動作確認を行うこと。
- (2) 機器セットアップ、機器操作等に関して、発注者が容易に行うことが可能な、分かりやすいマニュアル（オンライン上のヘルプサイト等を含む。）を提供すること。
- (3) 運用開始前に、導入場所ごとに職員への機器操作説明を行うこと。
- (4) 常に最新の操作マニュアルや障害発生時の対応マニュアル等を提供すること。
- (5) 機器のトラブルや操作方法等について、電話でのヘルプサポートを行うこと。
- (6) 上記の外、運用サポート等については、企画提案書にて提案を行うこと。

## 1.3 情報セキュリティ

- (1) 「PCI DSS」の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種を提案すること。
- (2) 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は暗号化される仕組みとすること。

## 1.4 その他

- (1) 本業務で調達する機器等は、新品とすること。
- (2) 運用開始後の決済方法、決済ブランドの追加等について、対応可能な仕組みを有すること。
- (3) 6に規定する導入場所において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いのブランドのアクセプタンスマークを受注者の負担により掲示すること。
- (4) クラウドシステム等の利用料金が発生する場合は、1か月分の利用料金を毎月の請求書により請求すること。

- (5) 導入スケジュール、各種設定内容、設置場所、機器操作説明の内容等については、発注者と協議の上決定すること。
- (6) 提案内容については、類似の提案が過去2年以内に、国又は地方公共団体において導入実績があるものであること。
- (7) 疑義が生じた事項については、本市と受注者で協議の上、対応方法を決定する。

## 1.5 機密保持

- (1) 本契約において知り得た秘密は、業務が完了した後も、決して他に漏らしてはならない。
- (2) 本契約の実施に必要な関係資料は、本契約以外に使用しないこと。また、第三者に提供しないこと。
- (3) 関係資料を発注者に無断で複製し、又は複製しないこと。
- (4) 関係資料を無断で発注者管理区域外に持ち出さないこと。
- (5) 本契約の実施又は管理に関して関係資料に事故が発生した場合は、直ちに報告すること。
- (6) 本契約が完了したときは、直ちに関係資料を発注者に返還すること。
- (7) 本契約が完了した場合において、関係資料の複製物又は複製物があるときは、当該複製物又は複製物を直ちに発注者に引き渡すこと。ただし、引き渡すことが適当でない認められる場合は、複製又は複製に係る情報を消去すること。
- (8) 本契約の従事者に対し、本契約に関して知り得た機密情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、機密情報の違法な利用及び提供に対しては法令等に基づく罰則が適用されることその他機密情報の取扱いに関して必要な事項を周知し、機密情報の適正な取扱いを徹底するように指導すること。